

## 佐世保市国際交流促進補助金に関する運用方針

### 1. 趣旨

この方針は、佐世保市国際交流促進補助金交付要綱（平成28年4月1日施行。以下「交付要綱」という）第16条の規定に基づき、佐世保市国際交流促進補助金の交付について、必要な運用方針を定める。

### 2. 姉妹都市等の定義

交付要綱および本運用方針でいう姉妹都市等とは、アメリカ合衆国アルバカーキ市、同サンディエゴ港、オーストラリア連邦コフスハーバー市、中華人民共和国廈門市、同瀋陽市、大韓民国坡州市、同釜山広域市西区を指す。

### 3. 補助対象団体の定義（交付要綱第3条関係）

- (1) 交付要綱第3条(1)に規定する「市内に主たる活動拠点を有する団体」とは、事務局が市内に所在し、かつ当該団体の本来の目的である活動（交流会、スポーツ、その他イベントなど）が市内で行われる団体をいう。
- (2) 交付要綱第3条(2)に規定する「市内に在住、在勤または在学する者5名以上で構成する団体」には、会員の半数以上が市外の者である場合も含まれる。

### 4. 補助対象事業（交付要綱第4条関係）

- (1) 交付要綱第4条の(1)受入事業および(2)訪問事業および(3)オンライン事業の「文化・芸術・スポーツ・学術に関する交流」とは、以下の条件すべてを満たすものをいう。

イ 交流団体・人員・回数等が明らかであって、営利活動、政治・宗教活動を伴っていないもの。

ロ 両市民の具体的な交流によって親睦を図るために、以下を備えているもの。

- (i) 具体的な主題・主旨・目的・演目または種目を備えたもの
  - (ii) 一定の構成（プログラムあるいは式次第）
  - (iii) 実施中に相手方市民との対話や協働によるコミュニケーションの生ずる組織だった行事
  - (iv) 舞踊、芸術展、シンポジウム、芸術コンクール、公演・発表会、スポーツ大会（競技性の有無は問わない）、フォーラム、本市市民と姉妹都市等市民による意見交換会または協議会、記念式典、福祉施設の慰問会、慈善事業、相手姉妹都市側（市当局、公的機関ならびに民間市民団体）の招へいによるイベント等への参加、その他市長が認めた交流事業
- (2) 各団体が日常的に実施している活動や、具体的な主題のない雑談・会合・懇親・交流会は含まれない。
  - (3) 青少年交流を除く人材育成や研修、技術力向上を主な目的とするものは除かれる。
  - (4) 本補助金を取得せずに定例的に実施されてきた事業についての補助（いわゆる既存事業の振り替え）は行わない。
  - (5) 本補助金の補助対象事業においては、佐世保側参加者のうち少なくとも半数は佐世保市民でなければならない。

## 5. 補助対象経費（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める補助対象経費は、以下の通りとする。

- (1) 補助対象団体の申請する事業について、市民の参加者数と同数を上限に、非市民であっても補助対象とする。ただし、当該補助団体の会員でないものは補助対象としない。
- (2) 別表の「1 報償費」における記念品代は、訪問団体が交流事業の行事の一環として寄贈するもので、交流を記念し、不特定多数の目にふれる場所での長期的な設置、保管あるいは陳列を想定した記念品代を補助対象とする。ただし、補助対象上限額は6万円以内とする。
- (3) 別表の「2 旅費」のうち、訪問事業については本市から姉

妹都市等の交流の目的地(以下「目的地」という。)までの移動に要する交通費を指し、その経路上で航空便を利用する場合、想定しうる合理的な選択肢の範囲での直行便または経由便を補助対象とする。

- (4) 前項に関連して、訪問事業での目的地までの移動経路上、合理的でない経由地を通る航空便を利用する場合、申請団体は通常の直行便または合理的な経由便を利用する場合の旅費を併せて算出のうえ市に提出するものとし、市は提出された旅費見積のうち、安価な金額を補助対象経費とする。
- (5) 前々項および前項に関連して、訪問事業で経由便を利用する場合、やむをえないと認められる場合を除き、経由地での宿泊料は対象としない。また、経由地内での見学・視察・交流にかかる交通費や入場料についても対象としない。
- (6) 別表の「2 旅費」のうち、訪問事業においては、目的地を複数設定する事業については、目的地間の移動については上記の方法を踏襲する。ただし、複数個所を訪問しても、要綱第5条にある上限額は変わらないものとする。
- (7) 別表の「3 需用費」のうち燃料費については、費用が明らかであるものについては補助対象とする。
- (8) 別表の「4 役務費」中の「保険料」には、交流事業の実施に伴って発生する「イベント保険」のほか、以下の基準の保険適用の範囲内で個人向けの海外旅行保険を含めることができる。

傷害死亡	1 0 0 0 万円
後遺障害	1 0 0 0 万円
治療・救援費用	2 0 0 0 万円
疾病死亡	1 0 0 0 万円
賠償責任(免責金額0円)	1 0, 0 0 0 万円
携行品(免責金額0円)	3 0 万円

- (9) 別表の「5 使用料及び賃借料」のうち、視察・見学に要する経費(入場料など)は、訪問・受入事業とも、交流事業を実施する上で必要と判断される場合にのみ補助対象となる。

(10) 別表の「5 使用料及び賃借料」のうち、訪問事業および受入事業のいずれにおいても、国内の移動に自家用車を利用した場合、高速道路通行料および駐車場使用料を補助対象とすることができる。

(11) 受入事業において、前条において規定する「文化・芸術・スポーツ・学術に関する交流」を市外で実施した場合は、補助対象外とする。

#### 6. 補助対象事業の実施回数（交付要綱第5条の3関係）

受入・訪問が日をおかず連続した事業として企画され、かつそれがやむを得ないと特に認められる場合、これを一つの事業とみなすことができる。

#### 7. 事業の実施後の申請および変更について（第9条関係）

(1) 着手後に申請された事業については、補助対象としない。

(2) やむを得ない理由により補助対象事業の事業内容を大幅に変更する理由は、以下に掲げるものとする。

ア 相手側姉妹都市等を変更する場合及び増減がある場合

イ 交付決定された補助対象事業のうち2分の1以上の減額を伴う変更がある場合

ウ その他、市長がやむを得ないと認める場合

なお、変更申請をおこなわずに著しく交付決定内容から逸脱した事業が実施された場合は、交付要綱第16条第4項を適用し、交付決定取り消しを行うことができるものとする。

附 則

この運用方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和3年4月1日から施行する。